

区分	立場	年代	参加者コメント	代協回答
質問	代理店代表者	40代	大変有意義な内容でした。とても参考になり、ありがとうございました。 質問なのですが、最後にありました「募集人3人以上、規模1億以上」という指標ですが、金融庁の方とお話した際に確認したところ、金融庁としてそういった指標は設けてない。あくまでも顧客本位の運営をお願いしたいという回答だったのですが、この指標はどこからのものなののでしょうか？ お忙しい中恐れ入りますが、よろしくお願い致します。	数字自体は2017年9月17日に損保各社社長と金融庁幹部との定例懇談会の場で、金融庁が損保協会サイドに提示したものであることは事実であり、先日のPPT資料に記載した通りです。 ⇒【参考】金融庁公表資料記載内容：『代理店として一定の規模（たとえば、社員が店主を含め3名、収入保険料1億円）以上であることが、BCP対応や事務ミス・不正防止や相互牽制を通じた安定的な顧客対応等につながる面があり、そうした点は業務品質として評価していく余地もあるように伺えた。』 ただ、セミナーの場でもお話ししましたように、金融庁は代理店の規模（要員、収保等）について言及できる法律上の根拠はなく、あくまでも「顧客本位の実現」のための業務品質確保の観点から、上記参考の後段記載の「BCP対応や事務ミス・不正防止や相互牽制を通じた安定的な顧客対応」を求めているものであり、それを実現するためには「例えば」として、「3人・1億」という数字を敢えて例示したものです。 従いまして、3人未満・1億未満の代理店が則存続不可と言ったものではありませんし、その権限もありません。 但し、どんな規模感であっても「BCP・事務ミス防止・不正防止・相互牽制が機能する体制」が必要だ、と言っていることは重要であり、重く受け止める必要があると思いますし、少なくとも相互牽制を求められた途端に1名代理店では難しいことも事実です。その意味で、「最低限の量（要員・収益）は品質ではないか」との気付きを投げかけていると捉えていただければと思います。
質問	保険会社社員 代理店出向	50代	関東財務局との直接のやり取りが聞けて大変有意義でした。 お客様の前に立てるか審査する事例がありましたが、その審査は定期的に実施されているのか教えてください。高齢者募集人等、毎年、意向把握、確認、情報提供ができるか、審査するべきではないかと考えています。 金融庁は募集人の高齢化についてどのように考えているのでしょうか。	定例面談とロープレを通して定期的には実施されていると聞いています。 高齢だから画一的に能力が低下しているというステレオタイプの捉え方をしているわけではなく、あくまでも個々人の能力判定に基づく判断が必要ではないかと思います。但し、一般的に人は誰でも老化により生理的に衰えていくリスクがあることを前提に、他の（若手の）募集人よりも品質の維持と確保に留意するという視点は必要ではないかと思います。その意味で、毎年審査するという取り組みはリスク回避に関する創意工夫の一例であると思います。 当局は、使用人届出要件を満たしている限り、代理店がどのような使用人を雇うかという点に関して直接関与することはありませんし、法的にもできません。 しかしながら、2017年当時の代理店ヒアリングを通して、高齢募集人が高いレベルで顧客に価値を提供できていない事例なども見たことで、そうした募集人を潜在的なリスクを有する層であると見ている面はあり、リタイアメントプランの提供などを例示して注意喚起を行い、損保各社に自主的な対応を促したものであると言えます。
質問	代理店役員・従業員	70代以上	大変良かった。今後とも取り組んでほしい。今日の映像はPC等に貼り付ける予定はありますか？	誠に申し訳ございません。今回のセミナーは録画ができておらず、別途HPなどへの掲載ができません。

区分	立場	年代	参加者コメント	代協回答
質問			この直接対話の取組みは、関東財務局から他の財務局へ広がって行くのでしょうか。	今回は、上部組織である金融庁からの指示ではなく、関東財務局が独自で実施したものです。同様の取組みを行うか否かは各財務局の判断となりますので、そのまま他の財務局へ波及することはないものと思われます。(なお、今回の対話を金融庁がどう評価するかによって今後対応方針が変わる可能性はあります)
質問			金融庁、財務局は、体制整備不足をトリガーにして、代理店を廃業させることがあるのでしょうか。	単純に体制整備不足を理由に廃業させられることはありませんが、体制整備は顧客本位の業務運営を行う上で代理店が負っている義務であるため、常に現状をチェックし、維持・向上させる必要があります。
質問			「業容拡大を優先して募集人を増加させているが、管理体制が整備できていない」とあるがこれは代理店に向けたメッセージでしょうか。保険会社に向けたメッセージでしょうか。 また、昨今保険会社主導による業容拡大が頻繁に行われているが監督省庁はこのことを認識していると思われますか。	直接的には積極的にM&A等を進めている代理店に対して指摘したのですが、その趣旨は保険会社も十分認識すべきメッセージであると思います。 一部に保険会社が品質を脇において代理店の統合を推し進める実態があることは監督官庁も承知しており、指導が行われています。
質問			新型コロナウイルスの影響で働き方の多様性が生まれたように思います。私が理解している現行の行政指導では代理店の事務所へ「出勤」することを重要視している かと思います。監督省庁内でこの考え方を見直すような動きは見られますか。	現在金融庁の監督指針には、募集人の要件として「適切な教育・指導・管理」、「代理店の事務所に勤務」、「代理店の指揮・命令下で募集を行う」との3要件が定められています。(Ⅱ-4-2-1(3)) ご質問は、この「勤務」という要件がテレワークと齟齬をきたすのではないかと、ということかと思いますが、コロナ以前から 当局解釈で、この「勤務」には、労働関係法規に準拠している前提で、テレワークも含まれる とされていました。従いまして、代理店の指示でテレワークが行われているのであれば、要件上の不備は発生しません。 但し、今回のコロナ禍を契機として、解釈ではなく明文で示しておいた方がいいのではないかと議論があり、現在損保協会において明文化を求める動きがあります。今後の動向については、迅速に情報提供してまいります。
質問			あらためて支部役員の研修でセミナーの内容を共有したいと考えていますが、「セミナー資料」を配布することは可能でしょうか？	ご利用いただいて結構です。